令和元年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

明児口吐	Δ±η=/:1 0 E		
開催日時	令和元年12月13日(金) 午後3時05分~午後5時05分		
開催場所	徳島市役所 6 階 工事入札控室		
出席者	委員会 成行義文委員長、鈴木亜佐美委員、疋田光伯委員、竹村文宏委員、多田正孝委員		
	徳島市	土木政策課長	
		水道局工事検査監、総務課長	
		他関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	(総合評価方式含む) 4件	
	指名競争入札	5件	
	随意契約	1件	
	合計	1 0 件	

議事概要

委 員 会 徳 島 市

入札・契約手続の運用状況等について 土木政策課、水道局が契約件数、落札率等を説明。

- ◇落札率はどのように算出していますか。
- ◇前回より落札率が上昇していますが原因は何ですか。
- ◇これくらいの落札率の増減は想定内ですか。

- ◆総契約金額を総予定価格で割って算出しています。
- ◆基本単価等の値上がりもありますので、契約額、予定価格は共におのずと上がっています。特に大きな制度改正もありませんので、何が原因かは見いだせていません。
- ◆ダンピングの防止等もあり、上昇する方向とは思いますが、大きな要因は見いだせていません。

審議1<指名競争入札>徳島市民病院産婦人科病棟改修工事

(市民病院総務管理課)

- ◇入札したのは2者で、9者が辞退している理由は何で すか。
- ◆辞退理由は調査していないので推測ですが、既存施設を改修する建築工事は、稼働中の施設を運営しながら工事のやり繰りをしなければならないので、建築業者の手間がかかる割に、金額も高くないので敬遠されがちになります。欠席と辞退の違いは、電子入札システムにおいて、辞退ボタンを押すと「辞退」になり、そのまま何もしなければ「欠席」になりますが、特に差はありません。建築系の改修工事は応札が少ない傾向にあります。
- ◇一般的な話で、民間の工事費用と公共工事費用ではど ちらが高くなりますか。
- ◆一般的には公共工事が高くなる傾向があります。民間工事は自社で設計、施工をするので全体として安くすることもできますが、公共工事は発注を工種毎に分けるようにしています。例えば建築一式でも、電気、管工事等分離発注に努めていますので、それ

- ぞれの設計金額を足すと割高になります。また、民間では経営努力によって安くしようとしますが、公共工事はそれぞれが適正な積算を心がけていますので、一般論として民間よりも割高になりますが、競争入札によっていかに安くするかという努力をしています。
- ◇予定価格の積算に幅はありますか。金額の決め方に裁量の幅がありますか。
- ◆工事を設計する時に標準的な積算価格を利用しています。
- ◇通常辞退ボタンを押さなければ入札する意思があったと考えられますが。
- ◆今回は指名競争入札で、指名を受けた業者側で辞退ボタンを押せば「辞退」ですが、指名通知を見なかったり、時間が経てば「欠席」になります。今後の入札に影響はありません。表示が「辞退」か「欠席」かであり、指名は受けたが辞退したという同じ扱いになります。
- ◇通常考えると意思表示をしないのは不誠実と思いますが。
- ◆忙しくてパソコンを見れなかったとかあるかもしれません。従前、徳島市独自の電子入札システムの時は表示が「辞退」しかなく区別がありませんでした。今は表示に「辞退」と「欠席」がありますが取扱いは同じです。
- ◇地域性とありますがどこの地区ですか。
- ◆渭北・加茂地区です。本来は渭北と加茂に分かれますが、建築業者数が少ないので、近隣の地区と組み合わせにする従前からの取扱いです。
- \diamondsuit ランクが特 A から C までありますが、D ランクはありますか。
- ◆建築一式工事は C ランクまでです。業者数の関係で 全てのランクを指名しています。

◇11者しかないのですか。

◆建設業者は他にもあるかと思いますが、本市に新規 指名要望書を提出した業者が11者ということで す。

審議2 <総合評価方式一般競争入札> 福島ポンプ場監視制御設備改築工事

(建設課)

- ◇参加資格で徳島市外の業者及び総合評価値が120 0点とはどの程度対象者がいるのか説明してください。
- ◆市外業者に絞っているのは、市内の電気業者では施工が難しいということです。この工事はポンプ場の施設全体を対象とした設備の運転制御を行う基幹設備であり、高い信頼性を必要とされることや、稼働中のポンプ場であるため、設備の停止期間を最小限にしながら円滑に施工する能力が要求され、下水道

- ◇改築工事ということで元々の設備が三菱電機製なのですか。
- ◇参加可能なのは19者といっても、自社の製品ではないのでやりにくいのではないですか。
- ◇今回は全部入替えですか。

◇今回に限らず、設備改修工事であれば最初に施工した 業者しか参加しない案件が結構ありますよね。改修工 事になると事実上その業者に頼むことになるので、落 札率が上がりますよね。PFIであれば長期間のメンテ ナンスも含めた契約になるので、入札金額を落として いこうとなりますよね。 プラント施設に関する高度な知識及び技術を有し、 製作から据付まで一貫した体制による施工ができる 業者ということで市外業者にしています。市外業者 を JV の代表者として、市内業者は JV の構成員とし て募集し、19者が入札参加可能の状況でした。1 200点というのは、資本金や従業員数等業者の規 模を点数化したものです。県外が19者、市内は2 3者あり、JV の組み合わせとしては19ありました が、結果としては1者のみでした。

- ◆三菱電機製です。
- ◆全部入替えですと他の業者も入ってくる可能性はありますが、従前から自社の設備を置いている業者は、 状況を知り得ることから有利に働いたといえます。
- ◆全部入替えです。一部残すところはありますが、他 のメーカーもできますので、どの業者でも施工可能 であると考えていました。

従前の設備設置業者しかできないならば随意契約の 方法もありますが、今回は他者も参加可能であるこ とから入札にしていますが、結果的に1者になって います。

◆後にも出てくるごみ焼却施設もそうですが、最初に施工した業者が入札に有利なのは間違いないと思います。ただ、その業者しかできないかというとそうではないので、入札を実施します。しかし過去の経緯を踏まえて、入札参加業者が1者のみの可能性がある場合は、入札を中止して、過去5年の平均落札率以下で随意契約するルールを適用しています。

同じような工事では、2016年に北部浄化センターの監視制御設備装置で、5億円ほどの大きな入札でしたが、5者ほど入札がありました。今回も何者来るかわからない状況で、結果的に1者だったということです。ご指摘のとおり、最初に施工した業者に有利に働くのは少なからずあります。今後の入札に関しては、ケースバイケースで対応したいと考えています。

- ◇2016年の5者参加と今回とはどこが違うのです か。
- ◆金額の規模が違います。入札参加側の事情も違うと 思いますが、今回は同時に、規模がほぼ同じである 昭和ポンプ場の監視制御設備改修工事も発注してい ます。それも結果1者でした。今後同じような案件 を発注する場合、バランスを考えながら、1者入札 にならないように考慮したいと思います。
- ◇せっかく過去の事例があるので参考にすればどうで┃◆入札が1者にならず、できるだけ参加があるように
 - 考えていきたいと思います。
- ◇その落札業者はいつも JV を組んでいるのですか。
- ◆3年前の組み合わせも同じでした。ここに限らずJV の組み方は変わらないことが多く、だいたい同じで す。

 \Diamond **JV** の効果は何かありますか。

◆規模の大きな工事は JV 要綱を決めていまして、電 気、管工事は本来なら5億円未満は市内業者のJVに なりますが、市内業者では施工が見込めないため、 市外業者を代表として、市内業者にも工事に参加す る機会を与えるということで構成員として JV を組 んでいます。市内業者を入れるのは日ごろのメンテ ナンスができる利点もあります。JV そのものは大き な工事を1者独占するのではなく、2,3者で施工 し実績を積む利点があります。

◇代表者と構成員の持ち分はありますか。

◆ 2 者 JV の場合、構成員は最低でも 3 0 パーセントの 出資割合をもたなければいけないと規定しています。

審議3 <一般競争入札> 国分寺住宅給水管敷設工事

(住宅課)

- がないのではと思いますが。
- ◇2番手の入札額が予定価格と同額ですが、落札する気 | ◆予定価格は公表していますので、その金額からいか に落とすかが入札です。

この工事に関しては、6月に落雷がありまして、地 下水をくみ上げるポンプが故障し、地下水を使用で きなくなる可能性が出てきたことから、上水道に切 り替える工事を早急にする必要がありました。

当初は緊急性の理由で随意契約を考えましたが、入 札をすることになりました。本来はあらかじめ発注 見通しを出し、業者はそれを見て入札の準備をしま すが、急に案件を出したので、入札参加業者がいる か不安でした。人材等の準備不足もあり、入札額が 予定価格と同額になったのではと推測されます。

- ◇普通は予定価格より少しは低く入れてくると思いま すが。
- ◆仮に落札した場合を考えてということなのか、あま り入札意欲がないという意思表示の可能性もありま すが、急を要する案件でしたので、業者側も準備で

きなかったのでこのような結果になったと推測され ます。 ◆同額でも落札になります。業者が入札するときは他 ◇もし予定価格と同額の業者のみでしたらどうなりま すか。 業者の応札状況がわかりませんので、競争性があっ たとみなします。管工事 A ランクの業者は20者あ り、6者が参加申し込みをしましたが、そのうち4 者が辞退し、結果、入札したのは2者でしたが入札 は成立しています。予定価格を超えていれば失格に なりますが、入札した以上落札すれば工事はやって いただくことになります。 ◇同額が2者いた場合はどうなりますか。 ◆電子くじを使ったくじ引きになります。入札すると きに登録された3桁の数字と入札した時間のミリ秒 を使います。落札候補者が2者でも5者でも同額な らばくじになります。 審議4 <指名競争入札> 南島田1棟北側外壁改修工事 (住宅課) ◇2番手から6番手まで同額の理由は何ですか。 ◆予定価格と同額の入札になっています。最低制限価 格が引き上げられて、それより低い業者が失格とな ったケースです。市営住宅の塗装工事で、住人がい る中で、足場を組んで養生するため、施工が難しい です。市営住宅は地域性などの要因もあると思われ るので、指名しても辞退が多い結果となることがあ ります。 ◇一番やる気のある業者が最低制限価格を下回ったの┃◆最低制限価格制度は、工事価格が安すぎるものにな ることを防ぐ制度ではありますが、この業者はこの ですか。 金額で工事ができるという判断で入札してきていま す。全体的な高値入札により最低制限価格が引き上 げられて、やる気のある業者が失格になるという以 前から指摘されているような結果になっています。 ◇こういうことを組んでされるとよくないですね。 ◆指名業者がすり合わせのようなことをすると、どの ような入札制度でもこのような結果にしようと思え ば可能となります。入札結果から最低制限価格が変

す。

動する本市の制度においても、全ての入札業者が組 めば可能ですが、それはないと思います。入札制度 には一長一短がありますので、今後においてもベス トとなるような入札制度を探りたいと考えていま ◇グループで順番にしていることはありませんか。

◆もしそういうことがあれば、形としてすぐにわかり ます。できるだけ競争が生まれる入札制度にしてい ます。市営住宅は地域の要望で建設された経緯もあ ると聞いていますが、地域や住人の合意が得られる ような工事を発注する必要があり、その結果として、 地元に精通した業者が落札する傾向にはあります が、特定の業者が独占しているわけではないと思い ます。今回の塗装は専門工事であり、グループ分け して指名していますが、業者によって工事ごとに得 意不得意もあり、あまり競争がない傾向があります。

審議5 <随意契約> 西部環境事業所ごみ焼却施設補修工事

(西部環境事業所施設課)

- ◇飯谷町で新しい焼却施設ができたら、西部環境事業所│◆将来的になくなるという想定です。 はなくなるのですか。
- ◇修理とかメンテナンスをどのように考えているか教│◆平成3年2月に竣工し、30年弱経って施設が古い えてください。
- くダメになった炉を直すものと思いました。

- 状態です。整備工事でパッケージをやりくりしなが ら炉本体をもたせている状況です。
- ◇工事概要に炉本体設備一式と記載されているので、全┃◆プラントメーカーが、焼却炉の部分部分を呼称する にあたって、炉本体設備は耐熱レンガ部分、燃焼設 備はごみを燃やす床面部分で、プラントメーカー特 有の呼称になっています。その呼称を設計書に採用 しています。

工事のために炉の稼働を全体的に止めることはでき ませんので、ごみ焼却を行いながら、炉の補修も行 っており、東部と西部の3炉を稼働しながら1炉を 計画的に整備しています。東部は昭和54年竣工で、 新しい施設ができるまでの延命措置として整備して おり、計画的に工事を発注しています。また、入札 についてですが、業者が参加する可能性が1者のみ ではありませんので、競争入札を実施しますが、結 果として、ここ数年は1者のみの参加であったため、 今回も入札参加者が1者のみの場合は、入札を中止 して随意契約を行うこととしており、過去5年の平 均落札率以下で契約しています。

◇各炉によって業者は違いますか。

◆東部、西部ともに同じ業者です。全国シェアは大き いですが、他にも業者はいますので入札に参加は可 能ですが、補修工事で参入してくる業者は少ないの

が現状です。

- ◆計画的に毎年しています。東部2炉と西部2炉を延 命する補修工事を行っています。
- ◇長期にわたる保守契約はしないのですか。 ◆新しいごみ焼却施設や他都市の例では、PFI などで 運営と維持補修も含めた契約もあると聞いていま す。

審議6 <一般競争入札> 四国横断自動車道周辺対策事業旭野緑地(仮称)ほか設計業務

(広域道整備課)

◇入札が3者の理由は何ですか。

◇定期的に何年かに1度しているのですか。

- ◆参加可能な業者数は5者でした。市内では都市計画 部門に係る技術士が割と限られます。少ないからと いって市外業者に出すのではなく、できるだけ市内 業者に機会を与えるのが本市の方針です。参加業者 数は少ないですが競争性はあると考えています。
- ◇建設コンサルタント登録簿に都市計画および地方計 画部門以外に、どのような部門がありますか。
- ◆上下水道部門とか何種類かあり、国交省のホームページに載っています。建設部門の中に鋼構造及びコンクリート部門、都市及び地方計画部門があります。 技術士法に部門が定められています。

◇技術士は取れないですね。

- ◆技術士の資格は難しいです。
- ◇徳島市内のコンサルタント業者はたくさんいますが、 都市計画部門の技術士は少ないのですね。
- ◆技術士がいるということと会社の実績があるかとい うことで5者ですが、技術士に関してはもっといる かもしれません。

審議7 <指名競争入札> 東部環境事業所し尿処理施設補修工事実施設計業務

(東部環境事業所施設課)

- ◇予定価格と同額の業者が8者もあり、やる気があるの ◆ご指摘のとおりですが、過去数年同じような業務が かと思いますが。 出ています。昨年の落札率は81.18%、2017年は
- ◆ご指摘のとおりですが、過去数年同じような業務が出ています。昨年の落札率は81.18%、2017年は82.84%、2016年は81.07%、2015年は82.77%で、落札していれば低い落札率になっていたと考えられます。県外業者の大手コンサルタント会社は他の自治体でも入札する機会がありますが、辞退すればペナルティを課すという自治体もあると聞いていますので、満額でも入札する傾向があると考えています。本市は辞退してもペナルティはないとアナウンスしていますが、過去数年多いときは10者近くが満額を入札するケースもあります。今回は県外のコンサルタント業者を27者指名していますので、満額で

す。 ◆他者の入札結果によってはギリギリセーフだったか ◇一番考えて入札した業者が失格になっていますよね。 もしれません。この業者は昨年落札してこの業務の 実績があります。昨年落札したので、今年もこのく らい安くてもできると計算したと考えられ、今年が 少し特異な結果になっています。 ◆辞退するだけでは変わりません。他者がもう少し低 ◇入札した8者のうち、いくつかが辞退していたら最低 い金額を入れると平均入札額が下がりますので、最 制限価格は変わりますか。 低制限価格も下がります。1者が低くて残りの業者 が満額というパターンは過去になく、何者かがもう 少し低い金額を入札していれば救われた可能性もあ ります。 ◆業務委託ですので、ほとんどが人件費です。一番手 ◇昨年落札した業者はこの金額でできるのでしょうね。 の業者は十分できると踏んで入札したと考えられま すが、結果として失格になりました。 審議8 <一般競争入札> 徳島市津田西町二丁目配水管布設替工事 (水道局) ◇1者が無記名失格とありますが、説明していただけま |◆内訳明細書の「商号又は名称」に商号等の記載がな すか。 かったため、無記名失格となったものです。 ◇手書きで記載されていますが、どういうことですか。 ◆それはどの業者が無記名だったのかをこちらで調査 し、メモしたものです。当初は全くの無記名でした ので、内訳明細書の重大な不備で失格としました。 \Diamond PC に入力する時に忘れてしまうのでしょうか。 ◆電子入札システム上で提出をしていただきますが、 入札書は届いておりましたが、内訳明細書を提出す る時に、入力し忘れたのではないかと思います。 ◇そういうことはよくあるのですか。 ◆滅多にございません。 ◇記載漏れを問い合わせするようにはなっていないの┃◆はい、しておりません。 ですか。 ◇失格理由は当該業者に通知するのですか。 ◆「失格」は電子入札上で通知しています。理由は通 知しておりません。公表リスト等にも失格と印字さ

れるのみです。

たまに、業者から「どういう理由で失格なのですか」

入札する業者が多かったという結果になっていま

と問い合わせをいただくことがありますが、そのと きは理由をお伝えしています。 ◇失格理由は、業者側もある程度わかるということです┃◆はい、わかっていただいていると思います。 か。

◇失格でなければ落札ではないけれど、いい値段で入札 |◆はい、そうです。 していたのですね。

◇業者の中で入札金額を低く入札する業者は全くいな┃◆今回の場合は、どの業者も似た金額であり、そうい いのですか。

う業者はありませんでした。

◇1者も無いわけですね。

◆はい。

◇この結果を見たら9割程度に入札しておけば、落札で ◆そうです。 きるのではないかと思われますが、そういう業者はい ないのですね。

◇この案件、多くの業者が入札していますが、これが全┃◆当該入札案件の入札参加資格は配水管布設業ランク てですか。

Aの11者とBの11者です。申請があったのが、 18者でした。A ランク業者は全業者で応札があり ました。

審議9 <指名競争入札> 徳島市川内町沖島配水管布設工事(2)

(水道局)

- ◇指名理由として配水管布設業者等級 C となっていま | ◆B 業者は11者あります。指名ランクは予定価格に すが、それを B まで引き上げると相当な数になるの ですか。
 - 基づき選定しているため、今回の500万円以下はC ランクとなります。

◇D級業者はありますか。

- ◆ありません。C級6者を指名して欠席が2者でした。
- ◇等級の話ですが、A、B、C 級はどのような分け方を しているのですか。
- ◆年一回格付を行っております。過去施工実績、その 他各資料等を基に数値を計算し、数値の高い順に1 1 者を A、その次の11者を B、その次の6者を C としています。
- ◇この工事は A、B 業者も施工できるのですか。
- ◆はい、施工できると思います。
- ◇C に特定したのはどういった理由からですか。
- ◆税込予定価格によって指名ランクが定められていま す。500万円未満はC業者のみ、500万以上~ 800万円未満はC業者全てとB業者4者でリスト

を基に順番に指名しています。800万円以上 ~ 1 , 000万円未満はB業者全てとA業者4者を指名しています。

1,000万円以上は一般競争入札で3,000万円未満はA及びB業者全て、3,000万円以上はA業者のみとなっております。

- **◆** が
 - ◆施工内容等が C 業者でも施工可能という判断だと思います。
- ◇C業者に特定しているということですか。 ◆金額によって指名等級が特定されています。

審議10 <指名競争入札> 国府東都市下水路築造工事に伴う配水管支障移転設計業務(2)

(水道局)

- ◇落札率が高い傾向にありますが、予定価格も低く、指 名業者数も9者あり、入札金額も多少なりとも差があ りますので、適切な入札だった印象です。
- ◇入札金額が同額の業者がいくつかありますね。

◇C業者に受注機会を設けるということですか。

- ◇支障移転工事というのは、何か支障があって場所を変えるということですか。
- ◇このような工事は頻繁にありますか。
- ◇入札金額が5者同じで325万円となっています。各者の内訳明細書を確認すると、詳細は違います。詳細が違う中で入札金額が同額というのは、不思議ですね。
- ◇各項目の積み重ねが入札金額である325万となっていると思いますが、算出当初に何割程度に抑えようという考えがあったのだと思います。各会社により積算方法は違う中で偶然同額になったのでしょう。
- ◇最初に入札金額をある程度決めておいて、後から各項 目に必要な金額を割り振っていったかも知れません。
- ◇会社により方針が違う中で、私も直接費、直接原価、

- ◆そうですね。
- ◆都市下水路の位置を変更するに伴い、既設管が邪魔になるため、それを一旦移転し、新しい都市下水路 完成後、元に戻す工事です。
- ◆管の埋設物は非常に邪魔になりますので、下水路築 造等の時はあります。
- ◇入札金額が5者同じで325万円となっています。各 ◆内訳明細書は各業者が作成し、提出しますので、ど 者の内訳明細書を確認すると、詳細は違います。詳細 ういった経緯で算出しているのかは不明です。

間接原価等の定義を理解していないので不明ですが、 会社ごとに入札金額がバラバラになってしかるべき ものなのですか。例えば工事ならば、工事内容の得意 不得意や手持ち材料の有無等で金額は変わってくる と思われますが、これは設計ですよね。

◇何か入札金額を算出する基みたいなものがあるので すか。

◆移設の場合、各会社の積算基準はバラバラだと思い ますが、直接人件費で何人必要かというところで大 体の金額は決まってくるのでないかと思われます。 まず、直接人件費がいくらとなって、その金額によ って、経費はこのくらいの金額という形で積算され ていくのだと思います。

◇325万円が数社並んでいることが何か疑わしいと いうことはないようですね。

指名停止等の運用状況について

1 対象期間(H31.4.1~R1.9.30)の指名停止について

(十木政策課)

- ◆16業者に対し、指名停止措置を行いました。 (水道局)
- ◆16業者に対し、指名停止措置を行いました。

◇いつもより非常に多いと思いますが。

◆舗装工事に関して独占禁止法違反として公正取引委 員会が5者を摘発したこと等から件数が多くなって います。それ以外は個別の理由ですが、指名停止件 数としては確かに多いと感じます。

◇若干指名停止の期間が違いますが。

◆課徴金の減免措置の制度がありまして、進んで自供 を始めた業者は全額免除され、2番目は何パーセン トを免除するという制度ですが、この課徴金の減免 措置を受けた業者は、指名停止の期間が半分になる 制度になっています。また、過去3年以内に指名停 止を受けると期間が長くなる規定もありますので、 同じ指名停止理由でも期間が変わる場合がありま す。

◇指名停止中に下請けはできますか。

◆市の発注工事の下請けに入ることはできません。そ の業者でなければできない等の理由がない限りは、 随意契約も認めていません。

計の単価は当時と比べてどうですか。

◇一時最低制限価格に集中する時期がありましたが、設│◆設計単価に関しては、資材が高騰したり、労務単価 はどんどん上げていくという国交省の指導もあり、 適正な労務単価の設定、法定福利費の適正な確保を しています。数年前から4割くらい上がっています。

	資材に関しても適切に反映しています。現在単価は 高止まりしていますが、設計価格は設計担当課で適 正に見積もっています。市場より安いとか高いとか は無いように最新の単価を使用しています。
◇単価は国交省が出しているのですか。	◆地域差はありますので、東京と徳島が同じというわけではありません。東日本大震災後、労働者が東日本に集まっている傾向があります。西日本は労働者不足に伴って賃金を上げないと寄ってきてくれない傾向があります。